

令和元年度 契約職員（学芸員）の募集について

令和元年6月10日
公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の契約職員（学芸員）を次のとおり募集します。

1 採用予定職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
契約職員 (学芸員)	1人	障がい者芸術文化活動の支援に関する業務 展覧会・研修会・ワークショップ等の企画、運営 障がい者芸術文化活動に関する相談支援 アーティスト発掘 等

2 受験資格

(1) 次の要件をすべて満たす者が受験できます。

- ① 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員の資格を有する者
- ② パソコンの基本操作（Word、Excel等の使用）のできる者
- ③ 普通自動車免許を有する者、又は取得予定の者
- ④ 障がい者芸術文化活動支援の経験がある方を優先します。

3 申込手続等

(1) 申込受付期間及び申込書類提出方法等

申込受付期間 令和元年6月10日（月）から同年7月5日（金）まで

申込書類の提出方法は、次の①又は②とします。①、②ともに提出書類を封筒（角形2号）に入れ、封筒の表に「契約職員（学芸員）受験申込書類在中」と朱書きしてください。

① 持参による場合	・3-(2)の書類の提出先に持参してください。 ・受付時間は、月曜から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、令和元年6月24日（月）は休館日で受付できませんのでご注意ください。
-----------	---

② 郵送による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易書留とします。 ・令和元年7月5日（金）<u>必着</u>とします。
-----------	--

(2) 書類の提出先

郵便番号 870-0029

大分県大分市高砂町2番33号（iichiko 総合文化センター内）

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団 総務・企画課

電話 （097）533-4011

(3) 提出書類

	提出物	注意事項等
①	履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・市販の履歴書を使用してください。 ・必要事項を記入し、写真を貼付してください。
②	研究・実務実績等調書（様式1）	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館、大学又は民間企業等における研究実績及び実務実績があれば、調書にその内容を詳細に記入してください。
③	小論文	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ 「障がい者芸術推進の意義と課題」 ・字数は1, 200字程度とします。
④	学芸員資格を有することの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書又は大学等で発行してもらった卒業証明書及び単位取得証明書等とします。

- (注意)
- ・必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがあります。
 - ・提出した書類に記載された個人情報、採用選考、本人への連絡、採用の諸手続のためにのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。

4 採用選考

(1) 選考の内容等

	選考	内容等
第1次選考	書類審査	申込書、研究・実務実績等調書、小論文による書類選考
第2次選考	面接	財団職員としての適格性、人物、職務に関する専門的知見等についての個別面接

(2) 選考の日時及び会場選考	日時	会場
第1次選考	7月上旬に書類選考	—
第2次選考	令和元年7月11日(木)〔予定〕	iichiko 総合文化センター 4階 会議室

(3) 選考結果の発表時期及び発表方法

選考	発表の時期	発表の方法
第1次選考	令和元年7月8日(月)〔予定〕	・財団ホームページにて合格者の受験番号を掲載 ・応募者全員に文書にて通知
第2次選考	令和元年7月12日(金)〔予定〕	・財団ホームページにて合格者の受験番号を掲載 ・受験者全員に文書にて通知

5 採用

- (1) 第2次選考合格者は、令和元年8月1日から採用するものとします。
- (2) 雇用期間は、採用日から令和2年3月31日までとします。ただし、勤務成績や勤務態度、従事する業務継続の必要性等により更新できるものとしますが、更新できる期間は5年度を限度とします。
- (3) 提出書類の記載事項に虚偽があった場合や職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消す場合があります。
- (4) 初回の雇用契約を更新後、事務員として雇用します。また、5年の有期雇用契約終了時において、主任事務員（無期雇用契約職員）に採用される場合があります。

6 勤務条件

(1) 給与

給料として、月額182,800円のほか、財団の規程に基づき通勤手当（距離区分に応じて10,000円を上限に支給）、期末・勤勉手当（給与月額2.5月分を標準とする）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当を支給します。

(2) 勤務時間

- ・勤務時間は、休憩時間（60分）を除き、1日7時間45分、週38時間45分です。
- ・始業時間及び終業時間（シフト制）
 - ① 午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間1時間）
 - ② 午前9時00分から午後5時45分まで（休憩時間1時間）
- ・業務に応じて時間外勤務・休日勤務・夜間勤務があります。

(3) 休 日

- ・勤務表による各人ごとの休日

※土曜日、日曜日、祝日等が勤務となる場合があります。

(4) 休 暇

年次有給休暇、育児等の休暇、介護等の休暇、特別休暇 など

(5) 加入保険等

雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

【問い合わせ先】

公益財団法人

大分県芸術文化スポーツ振興財団

総務・企画課（担当 森）

〒870-0029 大分県大分市高砂町2番33号

iichiko 総合文化センター内

電話：097-533-4011

ホームページ：<http://zaidan.emo.or.jp/>